

グアム島  
知事室  
アガニャ, グアム 96932  
アメリカ合衆国

知事令 2020-11

**公衆衛生上の緊急事態延長とパンデミックの即応体制の確立に関連して**

2020年3月14日ルー・A・レオン・ゲレロ（メガハガ・グアハン）知事は、基本法及びグアムの法律により与えられた権限に従い、新型コロナウイルス（COVID-19）によってもたらされる潜在的な危険のため、公衆衛生上の緊急事態を宣言した。そして

新型コロナウイルス拡散防止の為、現在までに7つの追加知事令が発令された。

グアム島での検査容量は大幅に拡大され、全体的な検査陽性率は下降気味であるものの、陽性患者の合計数は増加しており、コロナウイルス伝染拡大防止の為、対策を続ける必要がある。

グアム島の新型コロナウイルスに対する迅速な対応により、アメリカ合衆国の他の地域に比べ順調に復興計画に臨むことができる。

我が島は熱帯性低気圧や台風上陸により即応体制に精通している。そして

医療及び経済データに基づいて包括的な復興計画を作成した、グアム商工会議所及びグアム女性商工会議所を含む、公共部門と民間部門で構成される復興アドバイザーの識者達を招集した。

現行の公衆衛生上の緊急事態宣言は2020年5月5日に失効する。

2020年5月5日以降も公衆衛生上の緊急事態が余儀なく継続する状況は明確であり、公衆衛生上の緊急事態宣言の延長が適切である。

よって私、ルー・A・レオン・ゲレロ（メガハガ・グアハン）知事は基本法及びグアムの法律により与えられた権限に従い、発令する。

**1、公衆衛生上の緊急事態の延長** 知事令2020-09により2020年5月5日まで延長された知事令2020-03を、本日より更に30日間延長する。

2、**パンデミックの即応体制の確立** 有識者の“Chalan Para Hinemlo”計画を受け、パンデミック事象に起因する公衆衛生上の緊急事態に対応して課せられた義務と制限を段階的に解除する為の条件を設定する即応体制（PCOR）を4段階に分類し確立した。島の公共及び民間地域に対し、1が最も緊急を要する事態、4が平時回復を意味する。

3、**パンデミック即応体制 1** グアムは現在、社会的交流の制限、最重要でない活動の禁止、重要な活動における条件の強制と学校を含む大規模施設の封鎖により、パンデミック即応体制（PCOR）1である。以下の命令下にある。

- a. **全校封鎖** 注釈付き3317節条項3、10-3章により、未就園児から12年生のための教育を目的とする全ての私公立学校を、公衆衛生上の緊急事態の終了まで封鎖する。注釈付き条項4、6-17章による習慣的な無断欠席の定義を一時保留とする。学校封鎖による、またはコロナウィルス感染に関連する生徒の欠席は本知事令の有効期間中は習慣的無断欠席として換算されない。
- b. **社会的距離の義務** 重要な活動は、最低6フィートの社会的距離、またこれに制限されない緩和策を持って実施されなければならない。定期的な清掃、告知の掲示とテレワークの許可と奨励をしなければならない。高齢者と持病のある者の遠出は制限する。
- c. **グアムへの入島制限** 注釈付き3333節条項3、10-3章により、新型コロナウイルス陽性患者が確認された国に一週間以上滞在したことのある非居住者が、グアム保健局が認定する新型コロナウイルスに感染していないことを証明する文書を持たずに入島することを制限する。検査日はグアム入島日に先立ち72時間以内でなければならない。注釈付き19604節並びに19605節条項6、10-19章により、証明書を持たない入島者は隔離措置となる。これにより発生する費用は個人または旅行契約をした航空会社負担とする。
- d. **設備、資材に関する緊急措置** 全ての要職と政府機関は職員に職場においてフェイスマスクを着用させる。必須及び非必須の業務を定期的に行う企業は、知事令2020-05とグアム保健局より発行されたガイダンスに定義されているように、承認された必須業務のみに活動を制限する。
- e. **グアム政府業務** グアム政府は限定された範囲で業務をする。完全閉鎖をする省庁もあるが、一般市民からのアクセスを限定して業務を続ける省庁もある。それ以外は一般市民からのアクセスを含め完全に業務を続ける。政府のサービスを必要とするすべての市民は電子メールまたは電話で政府機関や各局に連絡することが求められる。グアム政府の職員は各省庁の業務状況に関わらず、通常の業務に従事し、上司から仕事の報告をするよう命じられた場合、2時間以内に業務報告をすることが求められる。

- f. **公共の公園とビーチの封鎖** グラム政府のすべての公園とビーチは、社会的距離を保った上での個人の身体的または精神的なエクササイズ目的での使用を除き引き続き封鎖される。
- g. **便乗値上げ** 公衆衛生上の緊急事態期間の便乗値上げを禁止する為、上限価格規制をする。本知事令または知事令2020-03,2020-07のいずれも市場勢力が決定する価格調整を禁止するとは見なされないが、この公衆衛生上の緊急事態またはその延長の結果として、供給不足または供給不足になると予想される個人用防護具またはそれに限定されない商品、サービス、住居賃貸料が価格調整の結果増加する場合は除く。具体的には公法35-74,本知事令ならびに知事令2020-03,2020-07に記載される、またこれに限定されない物品：体温計、消毒用ウェットティッシュ、赤ちゃん用おしり拭き、紙タオル、アロエ、ラテックス、手袋、解熱剤、咳止め薬、酸化亜鉛サプリメント、フェイスマスク、消毒用アルコール、トイレットペーパー、ティッシュペーパー

4、開かれた政府と電話会議への参加 注釈付8103,8107,8108,8109,8110,8114節並びに8115節条項5の適用は公衆衛生上の緊急事態またその延長の期間は一時停止される。この緊急時に公民に情報が広く行き渡るように、省庁は会議を文書化し、継続し注釈付き8113節条項1、5章に準ずる。現地法のその他の規定に関わらず、私(lehislatura guáhan)と政府省庁、理事会及び委員会は、電話会議を介して公開会議を開催し、電話やその他の電子的方法で会議への参加と組織への呼びかけを求めるすべてのメンバーがアクセスできるようにする権限を与えられる。公的会議への参加または定足数の条件として参加者の物理的な存在を明示的または黙示的に要求する現地法のすべての要件は、これにより放棄される。

具体的な適用要件は、

- a. 組織はメンバーが公開会議に参加する電話会議が開催される場所を把握すること。
- b. 電話会議場は一般に公開されること。
- c. 一般のメンバーは組織に各電話会議場を申し入れること。
- d. 組織はすべての電話会議において議事録を公開すること。
- e. 電話会議の際は、指定された電話会議場に最低一人は物理的に存在すること。

これらは以下の条件により一時保留とする。

- a. 上記の停止が有効である期間は、公共事業を行う目的で会議を開催する政府機関は、グラム司法長官室のウェブサイトに掲載される会議情報を提出することにより、公示を提供するものとする。会議情報の提出はウェブサイトに掲載されることから、予定されている会議に先立ち行われる必要がある。

- b. 上記(a)の事前情報提供と一致し、各組織は一般のメンバーが電話または電子的な方法でアクセス可能な少なくとも1箇所を把握する必要がある。これにより一般のメンバーは公開会議にて発言権を有し、一般にまたは地方自治体の法律により別途提供されるアクセスと公式発言権と一致する。
- c. 政府法のすべての規定を遵守せずに公的機関の会議で行われた措置は、注釈付き8113節条項1、5章を遵守するまで有効にはならない。

**5、労働力及び就労時間の削減に関する報告** 影響を受ける従業員の福利厚生のために労働省（DOL）は、2020年1月1日以降に従業員の解雇、一時解雇、一時帰休または就労時間削減等、この公衆衛生上の緊急事態の期間またはその延長期間に労働力削減を行った雇用主に対し、少なくとも対象の従業員数、氏名、削減前の賃金・給与を含む情報を、規定の形式でHireGuamのポータルを介しての早急な報告を求める。

2020年4月30日、グアムのハガニャにて署名及び宣言した

ルーA レオンゲレロ  
メガハガグアハン  
グアム準州知事